

松戸市空家等対策の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松戸市空家等対策の推進に関する条例（平成28年松戸市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報提供等の記録)

第2条 市長は、条例第3条に規定する適正な管理が行われていないと認めるとき又は情報の提供があったときは、当該空家等について、空家等調査台帳を作成するものとする。

(立入調査員証)

第3条 条例第7条第4項の規定する証明書は、立入調査員証（第1号様式）とする。

(標識の設置)

第4条 条例第12条第11項に規定する標識の様式は、標識（第2号様式）とする。

(任期)

第5条 松戸市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(協議会の会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は市長、副会長は副市長をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議等)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 5 協議会の会議は、公開を原則とする。ただし、協議会において会議を公開しないと認めたときは、この限りでない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。